

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾道市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会及び各委員会に出席したときは、報酬として日額3,500円を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 評議員の報酬等については、ひと月分をまとめて翌月15日までに支払う。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会及び各委員会に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月25日から施行する。